

全 員 協 議 会

日 時 令和5年3月3日（金）
午前9時
場 所 議場

付議事項

議運決定事項について

第36、37、38回議運決定事項

令和5年2月21日（火）

令和5年2月22日（水）

令和5年3月 2日（木）

1 議会活動の正常化を求める陳情について

中島好人議員と山田伸幸議員に、3月6日（火）の議会運営委員会に委員外議員として出席するよう文書で再度要請することとした。

2 「わが町の憲法」と謳われた山陽小野田市自治基本条例の改正にあたって慎重審議を求める陳情書・・・資料1

急施を要する案件として、総務文教常任委員会に調査委員会を決定した。

3 山陽小野田市議会委員会条例の一部改正について

議員提出議案「山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を**資料2**のとおり提出することとした。上程は、本会議最終日の3月24日（金）とすることとした。

4 宇部拘置支所の収容業務の継続を求める意見書の提出について

議員提出意見書案（**資料3**）「宇部拘置支所の収容業務の継続を求める意見書」を3月3日（金）の本会議に上程し、即決することとした。

5 議事日程変更案について・・・資料4

山陽小野田市議会

議長 高松秀樹 様

2023年2月20日

山陽小野田市厚狭2117-1

下瀬俊夫

「わが町の憲法」と謳われた山陽小野田市自治基本条例の
改正にあたって慎重審議を求める陳情書

2月21日から始まる3月市議会に、山陽小野田市自治基本条例（以下条例とする）の改正案が提案されています。2月10日にパブリックコメントが締め切られ、それに対する意見や回答が公開されてもいないのに、15日に開催された議会運営委員会には3月議会の議案として上程されることが決められました。

昨年11月に条例見直しのための審議会が設置され、わずか1カ月余3回の審議会で条例改正（素案）が決定され、1月16日から2月10日までパブリックコメントにかけられたものです。

私は今回の条例改正案が、見過ごしにできない幾つかの重要な改正内容を含んでいると考えるし、ある意味条例の抜本的な改正につながる重大な内容を持っていると懸念しています。

＜陳情の趣旨＞

1、現条例は、平成19年4月から平成22年3月まで3年間にわたって、公募された15人の市民が議論を重ねて練り上げられました。この条例は「市民が主役のまちづくりの実現」にむけて市民が市及び議会と協働して取り組むことを明記するとともに、この条例が「市政運営の最も尊重すべき規範である」と位置づけられています。

つまり市民が主体的に市政運営に参画し、市及び議会と協働して「市民が主役のまちづくり」を進めることを条例の大きな柱としており、この条例を市政運営の「最高規範」として、それ以降の市政運営のあり方や起案される条例内容まで影響を及ぼす位置づけがされていたのです。

2、現条例は公募された市民が主体的に作った条例のため、本来用いられる法令条文とは異なる「です・ます」調が採用されています。当初、答申を受けた市執行部はこの条文を「である」調に変更して市議会に提案してきましたが、議会は「市民の主体性を尊重すべきだ」として条文を「です・ます」調に修正・可決した経緯があります。

3、しかし今回の条例改正案は、以下みるような2点で重要な変更が行われています。



(1) 現条例の前文で「市、議会と協働してまちづくりを進めていく」と書かれた条文を「市、議会と協創の考え方を共有しながらまちづくりを進めていく」と変更されました。つまり市民が主体的に市、議会と協働してまちづくりを進めるとの市民の役割が、単なる「考え方を共有」するだけの一般的な「理念条例」に変質されていることです。

条例見直しの審議会の中で委員から「前文の中に『協創の理念のもとで』を追加したらどうか」との問いに、市は「条文を変更しても意味は変わらない」と完全にウソの説明を繰り返しています。審議過程に瑕疵があったと言わざるを得ません。

(2) 現条例では市民が主体的に市政運営に参画することを前提に、「市民」や「市民等」との明確な文言を用いています。しかし改正案では「誰もが」という主体的に市政運営にかかわれない新たな概念を持ち込んでいます。これは(1)で指摘した「理念条例」への変質とかがわりがあるかもしれません。「理念条例」だと誰にでも適用できる一般性が生まれるからです。

4、今回の条例改正が、現状の市政運営と深いかかわりがあるとは思えません。

それは昨年4月から実施された公民館廃止条例や昨年12月議会で可決された小野田児童館廃止と関連があるからです。現条例の趣旨からすれば各施設を利用する市民への説明責任や理解と同意が前提とならなければならなかったのに、ほとんどの利用者には何も知らされずに廃止が行われています。これは明らかに条例違反です。今回の条例改正の主な目的が「市民本位のまちづくり」への市民の参画や様々な施策への市民の理解と協力を得なくとも、「理念条例」なら単なる努力義務に過ぎなくなるからです。

5、市議会は同じ時期に議会基本条例を作りました。自治基本条例と一体となって市政を運営していく基本的な指針となったのです。今回の条例改正、この「わが町の憲法」改正にあたり、議会として市民に意見を聴く公聴会や参考人招致など様々な市民に開かれた制度を活用され、議会だけによる拙速な結論を急がれないよう陳情いたします。

以上

議員提出議案第 号

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 月 日提出

提出者 山陽小野田市議会議員 中 村 博 行
賛成者 山陽小野田市議会議員 大 井 淳 一 朗
賛成者 山陽小野田市議会議員 宮 本 政 志
賛成者 山陽小野田市議会議員 伊 場 勇
賛成者 山陽小野田市議会議員 笹 木 慶 之
賛成者 山陽小野田市議会議員 森 山 喜 久

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例
山陽小野田市議会委員会条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 209 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「企画部の所管に属する事項」を 「企画部の所管に属
協創部の所管に属
する事項
に改める。
する事項」

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の山陽小野田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の山陽小野田市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任

委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会の委員の残任期間とする。

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会において継続審査中の事件については、改正後の条例の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会に付議されたものとみなす。

山陽小野田市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p><u>企画部の所管に属する事項</u></p> <p><u>協創部の所管に属する事項</u></p> <p>監理室の所管に属する事項</p> <p>大学推進室の所管に属する事項</p> <p>教育委員会の所管に属する事項</p> <p>他の委員会に属せざる事項</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p><u>企画部の所管に属する事項</u></p> <p>監理室の所管に属する事項</p> <p>大学推進室の所管に属する事項</p> <p>教育委員会の所管に属する事項</p> <p>他の委員会に属せざる事項</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

(改正の理由)

議員提出議案第 号は、山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の内容は、山陽小野田市組織条例が改正されたことに伴い、常任委員会の所管に属する事項を改めるものであります。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

議員提出意見書案第 号

宇部拘置支所の収容業務の継続を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、次のとおり意見書を提出する。

令和 5 年 月 日提出

提出者	山陽小野田市議会議員	中 村 博 行
賛成者	山陽小野田市議会議員	大 井 淳一朗
〃	山陽小野田市議会議員	宮 本 政 志
〃	山陽小野田市議会議員	伊 場 勇
〃	山陽小野田市議会議員	笹 木 慶 之
〃	山陽小野田市議会議員	森 山 喜 久

宇部拘置支所の収容業務の継続を求める意見書（案）

宇部拘置支所は、主として宇部・山陽小野田管内の捜査機関により検挙され、起訴された被告人を収容する施設であり、この支所に収容される被告人の多くは、山陽小野田市や宇部市に在住する者である。

法務省矯正局によると、宇部拘置支所は、建物の老朽化を理由に収容業務を恒久的に停止し、収容業務の停止後は、山陽小野田市や宇部市に在住の被告人は、下関拘置支所において収容する予定とのことである。

本来、勾留されている被告人は、刑事訴訟法第39条第1項の規定により、被疑者の段階から弁護人と立会人なくして接見し、書類や物の授受をすることができるとされ、弁護人との接見交通権が保障されている。

係る権利は、被告人の防御権のためには極めて重要な権利であり、十分に保障されなければならない、これを実質的に保障するためには、弁護人の接見交通権の行使が容易でなければならない。

宇部拘置支所の収容業務が停止され、下関拘置支所に集約されることは、宇部市から下関市まで自動車で片道1時間以上の距離があり、山陽小野田市や宇部市に在住する者にとっては、現状と比較し、速やかな接見が今まで以上に困難となり、また、弁護人の弁護活動と被告人の人権への配慮を欠くものであり、許容し難い。

また、刑事訴訟法第80条に規定する弁護人以外の者との接見交通権においても、山陽小野田市や宇部市に在住の被告人は、生活の本拠地から遠く離れた地で身体を拘束される結果、家族との面会も困難となり、精神的な支えを失うという不利益を受ける。

さらに、平成28年に制定された再犯の防止等の推進に関する法律及び同法を受けて国において策定した再犯防止推進計画においては、被告人の更生支援の重要性が指摘されている。

被告人の更生支援においては、社会福祉士等の福祉専門職が被告人と多数回接見を行い、更生支援のための計画を策定することが通例である。

しかし、福祉専門職の数が限られている山口県内の現状では、宇部拘置支所が収容業務が停止され、下関拘置支所に集約された場合、被告人が福祉専門職

と十分な面会を行うことが困難となり、更生支援計画の実施を阻み、早期の社会復帰を阻害する結果となることが強く懸念される。

そもそも、拘置支所は、国家の刑事司法制度や刑事政策を支える基本的なインフラであり、都市部か地方部かを問わず、必要な国費を投じて設置・運営されるべきものである。

については、国におかれては、下記事項について迅速に取り組まれるよう要望する。

記

- 1 宇部拘置支所の収容業務を継続すること。
- 2 都市部のみならず地方における刑事司法や刑事政策に係るインフラの整備のため、十分な司法予算を確保すること。

令和 年 月 日

山陽小野田市議会

令和 5 年第 1 回（3 月）定例会議事日程変更案

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
3	2	木	午前 9 時 3 0 分	本会議	・一般質問（ <u>4</u> 人）
3	3	金	午前 9 時 3 0 分	本会議	・一般質問（ <u>3</u> 人） ・ <u>議員提出意見書案 1 件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決</u>
3	4	土		休 会	
3	5	日		休 会	
3	6	月	午前 9 時 3 0 分	本会議	・一般質問（ <u>2</u> 人）
3	7	火		休 会	
3	8	水		休 会	
3	24	金	午前 1 0 時	本会議	・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 ・閉会中の調査事項について